

平成29年度

第5回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第5回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月6日(水) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0名

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

1番	武藤 晃
3番	石井克己
4番	梶尾彌一
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

欠席委員 1名

2番	石井喜美江
----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班(委員)の指名

第4 議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	4 件
議案第2号	競(公)売買受適格証明願について	2 件
議案第3号	下限面積(別段の面積)の設定について	1 件
議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認 について(20年確定分)	3 件
議案第5号	平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について	1 件
議案第6号	市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱の制定について	1 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	30 件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2 件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨 の証明願について	2 件

6. 農業委員会事務局職員

局長 花澤 進一

次長 谷地 正道

主幹 鈴木 忠弘

副主幹 山崎 武敏

8. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成29年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、審議いたします議案第6号市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱の制定につきましては、農地利用最適化推進委員の皆様にも関連いたしますことから出席いただいております。その他の議案につきましても、ご意見ございましたら発言の程、よろしく願いいたします。本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、5番の石橋委員、6番の伊藤委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。農地班は、第3班で、5番、石橋委員と6番、伊藤委員です。農政班は、第1班で、1番、小川委員と2番、宮内委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第6号までと、報告第1号から報告第4号まででございます。慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、4件でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、4件でございます。議案の1ページから8ページをお願いいたします。</p> <p>1番の申請受付日は、平成29年8月21日でございます。申請地は柏井</p>

<p>議 長</p> <p>3 番</p>	<p>町の田で、面積は343平方メートル、外1筆、合計面積は、865平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。転用目的は、建売分譲住宅を建築するため、所有権の移転を受けるものでございます。</p> <p>2番の申請受付日は、平成29年8月21日でございます。申請地は堀之内の畑で、面積は165平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。転用目的は、建売分譲住宅を建築するため、所有権の移転を受けるものでございます。</p> <p>3番の申請受付日は、平成29年8月25日でございます。申請地は原木の田で、面積は961平方メートルの内、881平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。転用目的は、車両置場及び資材置場にするため、賃借権の設定を受けるものでございます。</p> <p>4番の申請受付日は、平成29年8月25日でございます。申請地は宮久保の田で、面積は517平方メートル、外4筆、合計面積は、2,082平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。転用目的は、建売分譲住宅を建築するため、所有権の移転を受けるものでございます。説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成29年8月31日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、保健医療福祉センターの西側、おおむね200メートルに位置し、現況は、休耕地でした。農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地西側に隣接する道路より地盤が低いことから、土砂等による埋立を行なうとのことです。隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置して被害を防除するものです。雨水については宅地内で一時貯留し、流量を調整して、西側道路側</p>
-----------------------	--

溝に放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後に同じく道路側溝に放流するものです。譲渡人は、要望により売却するものです。以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

2番の申請地は、稲越小学校の北西側、おおむね200メートルに位置し現況は、休耕地でした。農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地は埋立てを行わず、隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置して被害を防除するものです。雨水については宅地内で一時貯留し、流量を調整して、南側道路側溝に放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後に同じく道路側溝に放流するものです。譲渡人は、要望により売却するものです。以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

3番の申請地は、県立市川特別支援学校の東側、おおむね100メートルに位置し、現況は露地畑でした。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わず、整地して砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。隣接農地との境界には、コンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂等の流出を防除するものでございます。駐車台数につきましては、業務用車両8台、資材につきましては、鉄板を置くとのことでございます。本件申請地は、先代の頃より賃借地であったことから、譲渡人は、今回の許可申請に際し、平成29年8月24日付け、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知書が提出されております。譲渡人は、要望により賃貸するものです。以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

4番の申請地は、下貝塚中学校の南側、おおむね50メートルに位置し現況は休耕地でした。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わ

議 長

ず、コンクリートブロックを設置して被害を防除するものです。雨水については宅地内で一時貯留し、流量を調整して、南側道路側溝に放流、汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理後に同じく道路側溝に放流するものです。譲渡人は、要望により売却するものです。以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

第2班から調査報告をしていただきました。次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

1番の譲受人は、市内に本店を置き、宅地建物取引業の免許を取得し、建築物の設計を主な業務とする法人です。市川市を中心として、一団の住宅地に近接する建売用地を探していたところ、車の交通量が少なく、閑静な住宅街の立地条件により申請地は、建売分譲住宅として適した住居が提供できると考え、申請に至ったものでございます。今回の事業に先立ち、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書及び特定事業事前計画書が受理されております。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。工事の予定につきましては、平成29年10月10日に着工し、完了は平成30年6月10日となっております。以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。

2番の譲受人は、八千代市に本店を置き、宅地建物取引業の免許を取得し不動産の所有、賃貸借、売買等を主な業務とする法人です。申請地は、小学校、スーパーなども近く、北総開発鉄道「北国分駅」から徒歩圏内であることから、建売分譲住宅として適した住居が提供できると考え、申請に至った

ものでございます。今回の事業に先立ち、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。工事の予定につきましては、平成29年10月15日に着工し、完了は、平成30年2月15日となっております。以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。3番の譲受人は、江戸川区に本店を置き、一般貨物自動車運送事業を主な業務とする法人です。譲受人は、事業の拡大により車両置場及び資材置場が不足していることから、隣接している申請地を賃借し転用したいと考え、申請に至ったものでございます。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、調査班からもご報告のあったとおり、平成29年8月24日付けで合意解約の通知がなされております。転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、着工後1カ月となっております。以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。4番の譲受人は、市内に本店を置き、宅地建物取引業の免許を取得し、不動産の売買等を主な業務とする法人です。申請地は、学校・病院・商業施設も近く、ガス水道等の供給施設も整っており、大き目の敷地を確保できるため、日当たりもよく住環境に恵まれていることから、建売分譲住宅として適した住居が提供できると考え、申請に至ったものでございます。今回の事業に先立ち、市の関係機関との協議が調い、開発行為許可申請書が受理されております。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては

	<p>は、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。工事の予定につきましては、平成29年11月1日に着工し、完了は、平成30年12月20日となっております。以上のことから、転用計画の実現については、現実性が認められるものと思われま。説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。2番についてお諮りいたします。許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。3番についてお諮りいたします。許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可することに決定いたします。4番についてお諮りいたします。許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号「競(公) 売買受適格証明願いについて」2件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「競(公) 売買受適格証明願いについて」今回の申請は、2件でございます。議案の9ページから11ページをお願いいたします。</p> <p>1番と2番は関連しておりますので、一括してご説明いたします。本件は、東京国税局の不動産担保公売物件でございます。入札期間は、平成29年9月27日から平成29年10月4日、開札期日は平成29年10月10日となっております。1番の申請受付日は、平成29年8月25日でございます。本件は、農地法第5条の規定による許可申請に係る買受適格証明願としての申請になります。申請地は原木の田で、面積は39平方メートル、外12筆、合計面積は、2,191平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。申請理由は、車両置場として転用するためでございます。2番の申請受付日も、平成29年8月25日でございます。本件も、農地法第5条の規定による許可申請に係る買受適格証明願としての申請になります。申請地および区域区分も1番と同じです。申請理由は、車両置場及び資材置場として転用するためでございます。説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

<p>3 番</p>	<p>現地調査は、平成29年8月31日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、県立市川特別支援学校の北東側、おおむね200メートルに位置し、現況は、露地畑でした。農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。隣接農地との境界には、コンクリート板及び単管パイプを設置して土砂等の流出を防除するものです。また、敷地内は砂利敷とし、雨水については、自然浸透にします。駐車する車両は、大型ダンプ12台の予定で、申請地南側に隣接する道路の幅員が4メートルと狭いことから、車両の進入が困難であるため、落札後は市に道路工事施行承認の手続きを行い、幅員を6.5メートルに拡張するものです。申請地の南側にすでに建築されているプレハブ倉庫については、車両進入の妨げになることから、取りこわすとのことをございます。工事の予定につきましては、落札後許可有次第に着工し、完了は、着工後1カ月となっております。以上のことから、現地調査班の意見としましては、証明相当と申います。</p> <p>次に2番の申請地及び農地区分につきましては、一番と同じでございます。隣接農地との境界には、コンクリートブロック及びフェンスを設置して土砂等の流出を防除するものです。また、敷地内は碎石敷とし、雨水については、自然浸透にします。申請地の南側にすでに建築されているプレハブ倉庫については、車両進入の妨げになることから、取りこわすとのことをございます。駐車する車両は、社員用駐車場8台、2トンドンプ4台です。資材は、バキューム車の着脱機械を置くとのことをございます。工事の予定につきましては、落札後、平成29年10月25日に着工し、完了は、着工後14日となっております。以上のことから、現地調査班の意見としましては、証明相当と申います。以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第2班から調査報告をしていただきました。次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。1</p>

番、2番はともに農地を転用目的で取得するため、公売に参加するもので、農地転用関係事務指針に基づき審査し、買受適格証明書を交付することになっており、県知事の証明案件となるものでございます。

1番の申請人は、船橋市に本店を置き、一般貨物運送事業を主な業務とする法人です。申請地は事務所や既存の車両置場から至近距離にあり、事業の拡大をするに当たり、当該地を車両置場として必要になったとのことでございます。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。

2番の譲受人は、江戸川区に本店を置き、一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬等を主な業務とする法人です。首都圏の再開発により、土木工事の需要が高まり、事業の拡大を考えていましたが、事業用地の確保が困難でありました。今回、原木にある支店から至近距離にある申請地が公売物件で公告されたことから、申請に至ったものでございます。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。説明は、以上でございます。

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長

各委員	なし
議長	「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。議案第2号「競売（公）買受適格証明願」の1番について、申請者を競（公）売買受適格者として証明することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	「異議なし」ということでございますので、証明することに決定いたします。 次に、2番についてお諮りいたします。申請者を競（公）売買受適格者として証明することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	「異議なし」ということでございますので、証明相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたします。 併せて、お諮りいたします。 本件の買受適格者として証明されたものが、競（公）売物件を落札した場合には、証明書を交付したときと事情が異なっているときを除き、転用許可申請について、農業委員会に付託することなく、会長が意見を付して知事に送付できるよう、あらかじめ「農業委員会が議決しておくこと」を千葉県知事より求められております。 この件についてお諮りいたします。会長が、証明書を交付したときと事情が異なっていると認めたときを除き、農業委員会に付託することなく、会長が「許可相当」と意見を付して、千葉県知事に送付することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

議 長

「異議なし」ということをございますので、そのように取り扱うことといたします。

続きまして、議案第3号「下限面積（別段の面積）の設定について」を審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号「下限面積（別段の面積）の設定について」、ご説明いたします。議案の12ページ及びお手元の別紙1をお願いいたします。

農地を耕作目的で売買したり、貸し借りする場合には、農地法第3条の許可要件をすべて満たす必要がございます。その一つに、農地法第3条第2項第5号に規定される「取得後の農地の合計面積が、原則として北海道2ヘクタール以上、都府県50アール以上になること」という下限面積要件がございます。これは、耕作面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に耕作面積が一定以上にならないと許可はできないとするものでございます。

なお、平成21年の農地法の改正により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わない場合や、新規就農等を促進しなければ、農地の保全・有効利用が図られないと判断される場合は、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることになりました。農地法施行規則第17条第1項に基づく別段の面積の設定基準といたしましては、一つ目として、自然的・経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域。二つ目として、10アールの整数倍の面積で設定。三つ目として、定めようとしている面積より小さい面積で営農する農業者が、区域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすることとなっております。別紙1のとおり、本市におきましても改正農地法の施行にあわせ、大柏地区は法令どおり50アール、別段の面積として国分地区は30アール、その他の地区は20アールと設定したものでございます。その後、農林水産省通達の「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会では、毎年、別段の面積の設定または修正の必要について審議することとなったものでございます。今年度におきましても、農業者の数や農地

	<p>所有状況などが、前年度と比較して大きな増減がありませんでしたので、現行の下限面積の変更は行わないこととしたものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。議案第3号「下限面積（別段の面積）の設定について」を承認することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、議案第3号「下限面積（別段の面積）の設定について」承認することに決定いたします。続きまして、議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）」3件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（20年確定分）」ご説明いたします。議案の13ページから26ページをお願いいたします。</p> <p>今回の確定する特例農地の所有者の方は3人です。平成29年8月7日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。</p> <p>1人目の特例農地については、現況地目が「畑」で27筆、合計面積は14,950.44平方メートルのうち、12,819.02平方メートルです。</p>

	<p>次に2人目は、議案の20ページをお願いいたします。特例農地については、現況地目が「畑」で10筆、合計面積は28,187平方メートルのうち、27,587平方メートルです。最後に3人目は、議案の25ページをお願いいたします。特例農地については、現況地目が「畑」で4筆、合計面積は7,073平方メートルのうち7,007平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。市川税務署から求められている確認事項は、1. として自ら所有し、自ら農地として使用している。2. として自ら農地として使用していない。3. として譲渡により、所有していない。この3つから選択することになっております。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
7 番	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。現地調査は、平成29年8月30日に農政調査班第4班で行いました。今回の確定する特例農地の所有者は、大野町の農家の方1名と大町の農家2名の3名です。平成10年5月、適用となりました1件目が27筆、平成10年8月、適用となりました2件目の農家の方が10筆、および平成10年9月、適用となりました3件目の農家が4筆の農地で共に梨栽培として利用し適切に肥培管理されておりました。このことから、3名の農家の方については、「自ら農地として使用」と回答してよろしいかと思えます。以上、よろしくご審議の程、お願いします。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がございました。それでは、お諮りいたします。議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認（20年確定分）」</p>

	<p>の1番について、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」ということでございますので、承認することに決定いたします。2番についてお諮りいたします。承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」ということでございますので、承認することに決定いたします。3番についてお諮りいたします。承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」ということでございますので、承認することに決定いたします。続きまして、議案第5号「平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について」1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 「平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。議案の27ページと28ページをお願いいたします。 本件は、平成29年8月22日付けで市川市長より平成29年度第1次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
7番	<p>議案第5号「平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。今回は、1件で8月30日に、現地調査を行いました。本件は、大野町在住の農家の方と、同じく大野町在住の方が所有する大野町</p>

	<p>の田1筆、面積522㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は5年です。</p> <p>なお、利用権の設定を受ける借り手は、父親と共に水稻を中心とした農業を営んできましたが、父親が90歳と高齢であることから、基幹従事者として引き継ぐ形で継続して利用権設定を行うものです。対象農地は、法務局市川支局の北側に位置する大野町4丁目の1筆、522㎡の田で、現地調査をした結果、良好に水稻栽培され、適正に耕作されていることを確認しております。以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。それでは、お諮りいたします。議案第5号「平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について」を承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱の制定について」を審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱の制定について、ご説明いたします。</p> <p>この要綱は、8月8日開催の第4回定例総会で、農地利用最適化推進委員から動議がなされ、会長から要綱作成の指示があったものでございます。お手元の資料、別紙2の市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱(案)をお願いいたします。主な内容についてご説明いたします。第1条をご</p>

	<p>覧ください。設置の目的としましては、農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進を図るため、市川市農業委員会農地利用最適化推進会議を設置するものです。</p> <p>次に、第2条の協議事項の主なものは、農地等の利用の最適化の推進に関することとしており、第4条の推進会議の招集等では、会議は農業委員会の会長が招集し、議長は会長が務めるとしており、会議は年4回、4月、7月、10月及び翌年1月に開催するとしております。なお、第5条では、会議を円滑に運営するために、推進委員の代表として、推進委員長を推進委員が互選で決定するとしております。また、推進委員長が欠けた時等は推進委員が互選した者が職務を代理するとしております。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。議案第6号「市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱の制定について」を承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、承認することに決定いたしました。以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>つづきまして、報告事項に入ります前に、私から提案がありますので少し時間をいただきたいと思います。ただいま、承認いただきました「市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱」によりますと、農地利用最適化推進会議は年4回、そのうち1回は10月に開催することになります。従いまして、次回の定例総会終了後に農地利用最適化推進会議を開催いたしますので、農地利用最適化推進委員のみなさんもよろしく申し上げます。</p> <p>そこで、今後の会議の運営に備え、本日のうちに、農地利用最適化推進委</p>

各委員	<p>議長、及び推進委員長の職務代理者を選出しておきたいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。</p> <p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」ということですので、これより、農地利用最適化推進委員長及び推進委員長の職務代理者を選出することといたします。農地利用最適化推進委員長及び推進委員長職務代理者は市川市農業委員会農地利用最適化推進会議設置要綱第4条第2項により、推進委員の互選により定めるとありますので、推進委員のみなさまが委員長等を選任する協議の時間を取るため暫時休憩といたします。</p> <p>再開は、10分後、14時25分といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは会議を再開いたします。農地利用最適化推進委員長及びその職務代理者の選出について農地利用最適化推進委員のみなさまで協議をさせていただきましたが、その結果について担当区域番号1番の武藤推進委員から報告をお願いします。</p>
1番 (担当区域番号)	<p>協議の結果についてご報告いたします。農地利用最適化推進委員長に梶尾推進委員、農地利用最適化推進委員長職務代理者には大滝推進委員が選出されました。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、選出されたお二人から、一言ずつご挨拶をお願いします。梶尾推進委員長からお願いします。</p>
4番 (担当区域番号)	<p>(あいさつ)</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、職務代理者の大滝推進委員お願いし</p>

<p>5 番 (担当区域番号)</p>	<p>ます。</p> <p>(あいさつ)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に、報告案件が4件ございます。報告「第1号農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局専決分が7月分30件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。30ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。今回の報告は、平成29年8月1日から同年8月31日までに届出があったものでございます。農地法第4条の届出は14件、15筆、4,852.19平方メートルでございます。また、第5条の届出につきましては、16件、27筆、9,874.72平方メートルでございます。第4条と第5条を合せると、30件、42筆、転用面積は、14,726.91平方メートルとなります。内訳につきましては、31ページから36ページとなっております。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ご報告いたします。37ページをお願いいたします。本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知がなされたものでございます。土地は原木の田、面積は961平方メートルで、平成29年8月24日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。以上でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。続きまして、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。38ページと39ページをお願いいたします。1件目は、平成29年7月28日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。土地の所在は、原木の1筆、面積は125平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。登記簿の地目「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年8月8日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「碎石敷地」と回答したものでございます。</p> <p>次に、2件目でございます。39ページをお願いいたします。本件は、平成29年8月8日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。土地の所在は、二俣の2筆、合計面積は213平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。本件に係る申請状況としましては、平成8年10月18日に農地法第5条に基づき、「駐車場」として転用許可を受付けております。そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年8月22日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「倉庫用地」と回答したものでござい</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行なっている旨の証明願について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。議案の40ページから42ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。今回の報告といたしましては、平成29年8月2日から同年8月21日に申請のあった2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了といたします。以上で、第5回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>